

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	9	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）		
要望項目名	貯留機能保全区域の指定に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い侵入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域を、都道府県知事等が特定都市河川浸水被害対策法第53条に基づき貯留機能保全区域として指定した場合に、当該区域内の土地に係る固定資産税及び都市計画税を減免する。 ・特例措置の内容 貯留機能保全区域の指定を受けている土地に係る固定資産税及び都市計画税について、指定後3年間、課税標準を3/4を参照して2/3～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。 ・要望の内容 上記特例措置について、適用期限を3年間（令和10年3月31日まで）延長する。 		
関係条文	地方税法附則第15条第42項 特定都市河川浸水被害対策法第4条、第53条、第54条、第55条		
減収見込額	[初年度] — (▲3.5)	[平年度] — (▲17)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 近年、短時間強雨や大雨の頻度・強度、総雨量等が増加している。日本各地でこれまでに経験したことのない豪雨により深刻な洪水や氾濫が発生しており、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、水災害の激甚化・頻発化により多数の死傷者や甚大な物的被害が発生している。</p> <p>このような現況に対し、今後は施設能力を超えた水災害の発生を想定し、あらゆる関係者が協働して対策に取り組む「流域治水」の実効性を高め、河川流域内の治水安全度の向上を図る必要があるところ、令和3年5月10日に公布された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号）において、河川に隣接する低地や雨水が溜まる窪地といった雨水等を一時的に貯留する機能を有する土地を「貯留機能保全区域」として指定することが可能となった。この区域指定は、当該土地が有する貯留機能を保全し、流域における浸水拡大を抑制する上で重要な流域対策である。</p> <p>(2) 施策の必要性 上述の貯留機能保全区域は、区域外の土地における浸水拡大を抑制する効用を有する土地について、過去より保全されてきた土地の貯留機能を保全するため、当該区域内の土地所有者の同意を得て指定されるものである。この区域指定により、本来土地所有者が私的に利用できる土地において、盛土等の貯留機能を阻害する行為が届出・勧告対象となることで、私的な行為に制約を課すこととなる。このため、当該区域の指定を促進するためには、当該区域内の土地所有者の負担軽減を図る本特例措置が必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

<p>今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>○防災基本計画（令和6年6月28日中央防災会議決定） 第5編 風水害対策編 第1章 災害予防 ・都道府県知事等は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効果があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定することができる。</p> <p>○社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定） 第3章 計画期間における重点目標、事業の概要 第2節 個別の重点目標及び事業の概要について 1. 重点目標1：防災・減災が主流となる社会の実現 <政策パッケージ> 【1—1：気候変動の影響等を踏まえた流域治水等の推進】 ・河川管理者や下水道管理者等が主体となって行う治水対策を加速することに加え、関係省庁・官民が連携して、利水ダムを含む既存ダムやため池の洪水調節機能の強化、水田等による雨水貯留浸透機能の活用、森林整備・治山対策等を進める。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定） 第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 （1）防災・減災及び国土強靱化 8. 防災・減災及び国土強靱化の推進 国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理のため、将来の気候変動の影響を踏まえた流域治水の加速化・深化166、インフラ老朽化対策・耐震化の加速化、TEC-ORCE等167の国の災害支援体制・機能の拡充・強化、盛土の安全対策、森林整備・治山対策、学校を始め避難所等の防災機能の強化等168を推進する。経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化のため、ミッシングリンク解消、港湾の防災拠点化等の災害に強い交通ネットワーク構築、無電柱化、大雪対策等を進める。デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化のため、次期静止気象衛星等を活用した線状降水帯・洪水の予測精度向上等の防災気象情報の高度化、消防・防災DX、防災科学技術の開発・導入等を進める。災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化のため、サプライチェーンの強靱化、土地利用と一体となった減災対策、船舶活用医療169、医療コンテナ活用、歯科巡回診療や被災地の災害医療システム活用等の推進による医療の継続性確保、家計向け地震保険への加入促進等に取り組む。</p> <p>○令和6年度国土交通省事後評価実施計画（令和6年6月27日策定） 政策目標4：水害等災害による被害の軽減 施策目標12：水害・土砂災害の防止・減災を推進する 業績指標39：一級水系及び二級水系において、連携して流域治水プロジェクトを策定している水系数 参考指標41：あらゆる関係者が連携して取り組む流域治水として流域対策に取り組む市町村数</p>
-------------------------------	------------	--------------------------	---

政策の 達成目標		近年、深刻な洪水や氾濫が発生しており、水災害の激甚化・頻発化により多数の死傷者や甚大な物的被害が発生している。今後はあらゆる関係者が協働して対策に取り組む「流域治水」の実効性を高め、河川流域内の治水安全度の向上を図る必要がある。河川に隣接する低地や雨水が溜まる窪地といった雨水等を一時的に貯留する機能を有する土地を「貯留機能保全区域」として指定することは、当該土地が有する貯留機能を保全し、流域における浸水拡大を抑制する上で重要な流域対策である。一方で、貯留機能保全区域の指定には、特定都市河川の指定、協議会の組織、流域水害対策計画の策定といった段階を経る必要があり、指定までには一定の時間を要すものであるが、制度施行後間もないこともあり、実際に指定に至った事例は現時点においては少ない。そのため、今後、当該区域の指定数が増加し、知見が蓄積された段階で、最終的な目標は定めることとし、まずは、区域指定を30区域指定することを当面の目標とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和7年4月1日～令和10年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	令和9年度までに貯留機能保全区域の指定を9区域とする。
政策目標の 達成状況		2区域
有効性	要望の措置の 適用見込み	令和9年度末までに9区域の適用を見込んでいる。
	要望の措置の 効果見込み （手段としての 有効性）	貯留機能保全区域に指定されることにより、本来土地所有者が私的に利用できる土地において、盛土等の貯留機能を阻害する行為が届出・勧告対象となることで、私的な行為に制約を課すこととなる。このため、当該区域の指定を促進するためには、当該区域内の土地所有者の負担軽減を図るインセンティブとして、本特例措置が必要である。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	—
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	特定都市河川浸水被害対策推進事業 （令和7年度予算要求額：28,168百万円、うち国費14,087.50百万円） 特定都市河川流域内での浸水被害対策事業を計画的・集中的に実施することで、早期に治水安全度を向上させ浸水被害を軽減させることを目的とした事業。当該事業により、河川管理者による輪中堤整備、越流堤の強化、地方公共団体による区域内の早期排水を目的とした排水施設の整備等、様々な浸水被害対策に活用することができる。 貯留機能保全区域指定の促進の観点からは、本区域指定を想定する場所にある宅地のかさ上げや家屋の移転を行うことが考えられ、これにより、土地所有者との合意形成を円滑に進めることができる。
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	上記の予算上の措置は河川管理者及び地方公共団体による整備に関する措置であり、本特例措置は行為規制に対する土地所有者の経済的負担を軽減するものである。
	要望の措置の 妥当性	流域内の資産や人口が集積しているような地価が高い地域ほど貯留機能保全区域の指定による減災効果が大きくなることが期待される。また、固定資産税や都市計画税による減免額が大きくなる。それゆえ、場所を問わず、一律の額を補助する予算制度ではなく、本特例措置が妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度</td> <td>一件</td> <td>一百万円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>一件</td> <td>一百万円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>0件</td> <td>0百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【出典】：地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第213回国会提出)</p>	年度	適用件数	減収額	令和2年度	一件	一百万円	令和3年度	一件	一百万円	令和4年度	0件	0百万円
	年度	適用件数	減収額											
	令和2年度	一件	一百万円											
	令和3年度	一件	一百万円											
	令和4年度	0件	0百万円											
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>固定資産税</p> <p>① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格）</p> <p>② 適用実績（千円）：令和2年度 ー 令和3年度 ー 令和4年度 0千円</p> <p>都市計画税</p> <p>① 適用総額の種類：課税標準（固定資産の価格）</p> <p>② 適用実績（千円）：令和2年度 ー 令和3年度 ー 令和4年度 0千円</p>													
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	<p>貯留機能保全区域に指定されることにより、本来土地所有者が私的に利用できる土地において、盛土等の貯留機能を阻害する行為が届出・勧告対象となることで、私的な行為に制約を課すこととなる。このため、当該区域の指定を促進するためには、当該区域内の土地所有者の負担軽減を図るインセンティブとして、本特例措置が必要である。なお、数十人の土地所有者から合意を得て、実際に2区域の区域指定が実施されたところであり、本特例措置は、当該区域の指定促進に有効であるといえる。</p>													
前回要望時の達成目標	<p>本税制特例措置の創設を通じて貯留機能保全区域の指定を促進し、3年間で30箇所の区域指定を目指す。これにより、当該貯留機能保全区域を有する特定都市河川流域における治水安全度の向上に寄与する。</p>													
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>貯留機能保全区域を指定するには、流域水害対策計画にて貯留機能保全区域の指定の方針を定める必要があるが、流域水害対策計画を策定するには、流域水害対策協議会を設置し、多様な主体と協議を行う必要があり、策定までに時間を要すことから、令和6年度7月現在、計画策定の実績が6計画に留まっている。</p> <p>また、流域水害対策計画策定済みの流域であっても、土地所有者との合意形成に時間を要していることもあり、指定の実績が出ていない。</p> <p>上記を踏まえ、特定都市河川に指定された河川において、流域水害対策計画が迅速に策定されるよう、当省として、都道府県に対する予算措置や助言等を通じて引き続き支援するとともに、土地所有者への理解促進に努めていく。</p>													
これまでの要望経緯	令和4年度 創設													